

高齢者に
被害の多い手口

かたり商法



水道局、保健所、消防署など、あたかも公的機関の職員やその関係者であるかのようにかたって、消費者を信用させて契約させる商法です。「水が汚れている」といって不安をあおったり、「消火器の設置義務がある」などと嘘をついて、商品売りつけます。

主な商品・サービス 浄水器、消火器、電話機リース など

アドバイス

- ★公的機関が訪問販売をすることはありません。知らない訪問者は家の中に入れてないようにしましょう。
 - ★水道局や消防署から来たといった場合は、「役所に電話して確かめる」と言ってみましょう。
 - ★試薬で水を変色させ、あたかも汚れているかのように不安をあおりますが、色が変わるのは汚れと関係ない場合があります。
 - ★高額な浄水器などを勝手に設置して、断りにくくする場合があります。いらぬものははっきり断る勇気を持ちましょう。
- ※事業者が消費者を勧誘する際は、勧誘に先立って販売が目的であることを明示することが義務づけられています。

悪質商法にご注意！！

おかしいと思ったら、すぐに連絡してください。

西三河県民生活プラザ

☎ (0564) 27-0999

高浜市役所市民生活グループ

☎ 52-1111 (内線269)

はじめに

今、私たちのまわりには、さまざまな悪質商法があふれています。

「自分は大丈夫！」と信じていても、その手口は巧妙かつ悪質で、誰もが、消費者トラブルにまき込まれる可能性があるのです。

私たちを狙う悪質商法の手口を知り、被害にあわないように日頃から心がけることが大切です。

また、あなたの身近な人たちを消費者被害から守るためには、一人ひとりが行動を起こすことが重要です。

家族や友人の方たちと悪質商法について話し合ってみる、ご近所の高齢者の方に注意を呼びかけたり、地域の集まりで、この「広報たかま」を紹介していただくなど、簡単なことから始めることができます。

一人ひとりの呼びかけが、次第に大きな環となって、地域全体に大きな“安心の環”が広がり、自分たちの手で悪質商法の被害から暮らしを守る動きが広がることを願っています。

愛知県県民生活部県民生活課発行 「地域で広げよう安心の環」複写

高齢者に
被害の多い手口

SF（催眠）商法



「健康に関する講習会に来てください」「新商品を紹介する」などといって人を集め、会場で日用品を無料か無料同然で配り、得た気分させ、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、興奮状態にして、最後に高額な商品売りつける商法です。

最近では、会場の出入り口に、「出入り自由」などと書いた紙を貼って、オープンな場所であるかのように表示する悪質なケースもあります。

主な商品・サービス 布団類、家庭用電気治療器具、磁気治療器具、健康食品 など

アドバイス

- ★「もらえるものはもらわないと損」などと考えないこと。帰りにくい雰囲気になってしまいます。タダより高いものはありません。
 - ★「自分は大丈夫」と信じていても、会場では冷静な判断ができなくなる場合があります。安易に会場に行かないようにしましょう。
 - ★高齢者の健康に対する不安につけこむ場合が多いので、注意が必要です。
- ※販売目的であることを隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは禁止されています。

悪質商法の被害にあわないための5か条

これまで紹介した悪質商法以外にも、悪質な業者は手をかえ品をかえてあなたを狙ってきます。でも、日頃からの心構えがあれば、大丈夫。次の5か条をいつも頭に置いて、トラブルにあわないようにしましょう。



1 いらぬものは、「いいえ」とはっきり断る。



2 うますぎるもうけ話に注意する。



3 契約する前に、契約書や説明書をよく読む。



4 勧誘されてもその場の雰囲気に惑わされず、落ち着いてよく考える。



5 家族や友人など信頼できる人に相談する。

このほか、高齢者などは特に狙われやすいので、見知らぬ人が出入りしていないかなど、家族や周囲の人の気配りも大切です。